本手順書は、各業務の参考例として送付するものであり、各地方公共団体の実情に応じて、個々の業務内容・業務手順・委託の可否等については、検討の上で使用することを想定している。 本手順書の作成にあたっては、所管庁である出入国在留管理庁の協力を得ているところである。

市区町村の窓口業務に関する 手順書

(委託範囲の切り分けを含む)

区分	業務名	頁数
特別永住許可等の申	特別永住許可の申請	2
請、住居地等の届出	特別永住者証明書の交付関連事務	11
及び特別永住許可書	(住居地以外の記載事項の変更届出、有	
等の交付	効期間の更新申請、紛失等による再交付	
	申請、汚損等による再交付申請及び交換	
	希望による再交付申請)	
	特別永住者に係る住居地の届出	21
	(住居地を定めた場合の住居地届出、住居	
	地の変更届出)	

特別永住者証明書を提出して住民基本台帳法に基づく転入届等をしたときは、当該届出は住居地の届出があったものとみなすことができますが、本手順書には、転入届の手続については記載しておりません。当該手続の委託に関する留意事項は、「住民基本台帳関係の事務等に係る市町村の窓口業務に関して民間事業者に委託することができる業務の範囲について」(平成 20 年3月31 日総行市第75号・総行自第38号・総税企第54号)を参照ください。

<mark>黄色塗りつぶし</mark>・・・委託可能業務

<mark>赤色塗りつぶし</mark>・・・委託事業者による実施が認められない業務

業務名

特別永住許可の申請

区分	業務手順	備考
受付	(1)申請書の確認	・日本国との平和
	・特別永住許可申請書(以下「申請書」という。)の提出を求め	条約に基づき日本
	<mark>న</mark> 。	の国籍を離脱した
	・記入例と照合して記入漏れがあれば、記入(空欄には「なし」	者等の出入国管
	又は斜線を記入)を求める。	理に関する特例法
	・所定の提出書類が整っていることを確認する。	第4条第3項
		・日本国との平和
		条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行規則第1条第
		1項
	(2)本人と来庁者の関係の確認	・日本国との平和
	・本人と来庁者の関係を確認する。	条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
	(3)(来庁者が本人以外の場合)代理資格の確認	者等の出入国管
	ア:本人が 16 歳未満で来庁者が親権者の場合	理に関する特例法
	・出生届受理証明書等により、親権者であることを確認する。	第 18 条
		・日本国との平和
	イ:本人が 16 歳未満で来庁者が未成年後見人の場合	条約に基づき日本
	・未成年後見人であることを証する書面の提示を求め、未成年	の国籍を離脱した
	後見人であることを確認する。	者等の出入国管
		理に関する特例法
	ウ:本人が 16 歳以上の場合	施行規則第 16 条
	・特別永住者証明書、在留カード、個人番号カード、運転免許	
	証等の提示を求め、本人の親族又は同居人であることを確認	
	<mark>する。</mark>	
	・本人が来庁できない理由を聴取し、必要に応じて診断書の提	
	出を求めるなどして、本人が「疾病その他の事由」で来庁でき	
	ないことを確認する。	
	・同居していない親族又は親族以外の同居者の場合、代理人	
	指定書の提出を求める。	

- (4)提出書類の確認(平和条約国籍離脱者の子孫であること ・日本国との平和を証する書類関係) 条約に基づき日本
- ・平和条約国籍離脱者若しくはその子孫である父若しくは母の、住民票の写しの提出又は特別永住者証明書の提示を求める。
- ・いずれも提出等できない場合は、家族関係等に関する陳述書及びその陳述内容を疎明する資料(ある場合に限る。)の提出を求める。
- ・日本国との平和 条約に基づき日本 の国籍を離脱した 者等の出入国管 理に関する特例法 施行規則第1条
- (5)(本人が16歳以上の場合)提出書類の確認(写真)
- ・写真の提出を求める。
- ・写真が下記の要件及び規格を満たすことを確認する(下記を 満たしていればカラーでも白黒でも可。)。
- ○本人のみが撮影されていること
- ○定められた各寸法を満たすこと
- ○無帽で正面を向いていること
- ○背景(影を含む。)がないこと
- ○鮮明であること
- ○3か月以内に撮影されていること
- ○裏面に氏名が記載されていること
- (6)提出書類の確認(その他)
- ・以下の書類の提出を求める。
- 本邦で出生したことを証する書類(出生届記載事項証明書 又は出生届受理証明書)
- 出生以外の事由により本邦に在留することとなった場合は その事由を証する書類(除籍謄本、法務局からの通知書「日本 国籍の離脱について」等日本国籍を離脱又は喪失したことを証 する書類等)
- 住民票(特別永住許可を受けようとする者に係るもの)の写 し
- (7)申請書と提出書類の点検
- ・申請書と提出書類の記載事項が合致しているか確認する。

受付	(8)申請期限・出生場所の確認	
(つづき)	・申請書及び提出書類から以下の事項を確認する。	
	○申請期限(出生等の事由が生じた日から 60 日以内)を経過	
	していないか	
	〇出生地が本邦外でないか	
	(9)(申請期限経過又は出生地が本邦外の場合)地方出入国	
	在留管理官署への相談の案内	
	・地方出入国在留管理官署に特別永住許可申請手続について	
	相談するよう案内する。	
	(10)特別永住許可対象者であることの確認	・日本国との平和
	・申請書及び提出書類から、本人が特別永住許可の対象者で	条約に基づき日本
	あることを確認する。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		第4条第1項
	(11)(特別永住許可対象者であることが明らかでない場合)申	
	請書等の写しの作成	
	・申請書及び提出書類の写しを作成する。	
	(12)(特別永住許可対象者であることが明らかでない場合)申	
	請書等の返却	
	・申請書及び提出書類の原本を来庁者に返却し、受理すること	
	を決定したものではない旨説明する。	
	(13)(特別永住許可対象者であることが明らかでない場合)照	
	会文書の作成	
	・特別永住許可申請の受理の可否について(照会)(以下「照会	
	文書」という。)を作成する。	
	(14)(特別永住許可対象者であることが明らかでない場合)在	
	留管理業務室への照会	
	・作成した照会文書に、申請書及び提出書類の写しを添付し	
	て、受理の可否を在留管理業務室に照会する。	

1		1
受付	(15)市区町村審査欄への記入	
(つづき)	・申請書の市区町村審査欄の受理年月日、受理番号、申請事	
	由、代理申請事由を記入し、又は該当箇所を〇で囲む。	
	·申請書の市区町村審査欄の最下部左欄に以下の事項を記	
	<mark>入する。</mark>	
	○父母等の共同親権者のいずれか一方が来庁できない場合	
	<mark>は、その理由</mark>	
	○代理人が申請するときは、本人が来庁できない理由	
	○平和条約国籍離脱者の子孫であることを証する書類として	
	父又は母の特別永住者証明書を確認した場合は、その旨	
	○漢字等氏名併記の有無	
	〇来庁者が署名不能であった場合、その理由	
	(16)申請の受理	
	・申請書及び提出書類を受理する。	
	(17)(父母の特別永住者証明書が提示されている場合)特別	
	永住者証明書の返却	
	・父母の特別永住者証明書を返還する。	
	(18) 受理台帳への記入	
	・特別永住許可申請受理台帳(以下「受理台帳」という。)に必	
	要事項を記入する。	
審査	(1)市区町村長の審査	・日本国との平和
	・受理した申請について、以下の事項を審査する。	条約に基づき日本
	○許可を受けようとする者が当該市区町村に居住しているか	の国籍を離脱した
	○提出・提示された書類が正当に作成されたものか	者等の出入国管
		理に関する特例法
	(2)市区町村審査欄への記入	第 4 条第 4 項
	・審査の終了後、申請書の市区町村審査欄の最下部右欄に、	
	市区町村長の官職及び氏名を記入する。	
	(3)職印の押印	
	・申請書の市区町村審査欄の最下部右欄に押印する。	

申請受理	(1)送付書の作成	
後の事務	・特別永住許可申請書送付書(以下「送付書」という。)を作成	
X 47 473	する。	
	└ (2)在留管理業務室への送付	・日本国との平和
	・申請書及び提出書類に送付書を添付して、在留管理業務室	条約に基づき日本
	に送付する。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		第4条第4項
通知	(1)通知書の作成	
(許可の	・特別永住許可書及び特別永住者証明書の受理後、申請人宛	
場合)	ての通知書を作成する。	
	(2)通知書の送付	
	・通知書を申請人に送付する。	
	(3)特別永住許可書等の確認及び適切な保管	
	・特別永住許可書等の送付を受けた後、送付書と特別永住許	
	可書等を確実に確認し、特定の職員のみが使用できる適切な	
	場所に、紛失・誤廃棄等がないように適切に管理する。	
通知	(1)申請人への通知	
(不許可	・特別永住許可申請不許可通知書により申請人に対し、簡易	
の場合)	書留等により通知する。	
	(a) 15 m (de a 50 m	
	(2)受理台帳への記入	
	・受理台帳の「備考」欄に不許可の旨及び送付を受けた年月日	
	を朱書きする。	
	・受理台帳の「備考」欄に特別永住許可申請不許可通知書を	
	<mark>郵送した年月日を記載する。</mark> 	
	(3)不許可通知が申請人の所在不明等により完了しなかった	
	(3) 小計り週知が中間人の別任小明寺により元」しなかった	
	・不許可の通知が完了しなかった旨を記載した不交付特別永	
	11回りの週間が元」しなが、ここ日で記載した作文的特別水	

通知	住者証明書等送付書により、特別永住許可申請不許可通知書	
(不許可	を返戻する。	
の場合)	・申請人の所在等が判明した際には在留管理業務室にその旨	
(つづき)	を連絡する。	
交付	(1)来庁者の確認	・日本国との平和
	・区分「受付」の(2)及び(3)の業務手順の要領で来庁者を確	条約に基づき日本
	<mark>認する。</mark>	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		第 18 条
		・日本国との平和
		条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行規則第 16 条
	(2)交付年月日の記入	・日本国との平和
	・特別永住者証明書裏面の所定欄に交付年月日を記入する。	条約に基づき日本
	<mark>※西暦で記載</mark>	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行令第1条
	(3)許可書及び証明書の交付	・日本国との平和
	・特別永住者許可書及び特別永住者証明書を交付する。	条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		第6条第1項、第
		7条第2項、第17
		条第1項
交付後の	(1)受理台帳への記入	
事務	・受理台帳の「許可」欄に交付年月日を記入する。	
	(2)出入国在留管理庁への通知	・日本国との平和
	・情報連携端末を用いて、交付事実、交付年月日及び特別永	条約に基づき日本

交付後の	住者証明書番号を出入国在留管理庁に通知する。	の国籍を離脱した
事務		者等の出入国管
(つづき)		理に関する特例法
		施行令第2条
申請後に	(1)転出した旨の連絡	
転出した	・直ちに在留管理業務室に事実関係を電話等により報告する。	
際の手続		
	(2)受理台帳への記入	
	·受理台帳の「備考」欄に移転先市区町村名を記入する。	
	(3)申請人への案内	
	・申請人に対し、特別永住許可申請の受理番号及び受理年月	
	日を適宜の方法で伝え、移転先市区町村において転入届出等	
	を行う際に、旧住居地において特別永住許可申請中である旨	
	を説明し、受理番号及び受理年月日を伝えるよう案内する。	
	(4)特別永住許可書等の返戻	
	・既に特別永住許可書等が出入国在留管理庁から送付されて	
	いる場合には、不交付特別永住者証明書等送付書により当該	
	特別永住許可書等を在留管理業務室に返戻する。	
旧住居地	(1)転入者受理台帳の作成	
において	・転入する者の申請について受理台帳用紙を使用して転入者	
特別永住	受理台帳を作成する。	
許可申請	・「備考」欄に申請受理市区町村名及び転入した年月日を記入	
中の者が	し、受理台帳に編綴する。	
転入する		
際の手続	(2)特別永住許可申請者異動報告書の送付	
	・特別永住許可申請者異動報告書を送付することで、直ちに在	
	留管理業務室に事実関係を報告する。	
特別永住	(1)再通知	
許可書等	・通知書をもって来庁を指示した者が通知書に記載された期日	
を交付で	までに来庁しなかった場合、おおむね2週間程度の期間をおい	
きなかっ	て再度、通知を行う。	
た場合の		

措置		
	(2)受理台帳の記入	
	・再度の通知にもかかわらず、来庁しない場合には、受理台帳	
	の「備考」欄に「特別永住許可書及び特別永住者証明書未交	
	<mark>付」の旨を記入する。</mark> 	
	(3)特別永住許可書等の返戻	
	・再度の通知の出頭日から1か月を経過してもなお来庁しない	
	場合には、その旨を記入した不交付特別永住者証明書等送付	
	書により、当該特別永住許可書等を在留管理業務室に返戻す	
	<mark>ిం.</mark> The second se	
	(4)返戻後、受領者が来庁した場合の措置	
	・不交付特別永住者証明書等再送付依頼書により、在留管理	
	業務室に特別永住許可書等の再送付を依頼する。	
	・特別永住許可書等が送付された後に受領者に対し、来庁に	
	<mark>ついて連絡をする。</mark>	
申請の取	(1)取下書の確認	
下げ	・特別永住者証明書の交付前に申請人から申請を取り下げた	
	い旨の申出があったときは、特別永住許可申請取下書を提出	
	<mark>させる。</mark>	
	(2)在留管理業務室への送付	
	・取下書を在留管理業務室宛て送付する。	
	(3)受理台帳への記入	
	・受理台帳の「備考」欄に取下げがあった旨と年月日を記入する。	
	月日を記入する。	
	・受理台帳の「備考」欄に取下げがあった旨と年月日を記入する。・地方出入国在留管理官署から申請人が取下げた旨の文書を受領した際にも受理台帳の「備考」欄に取下げがあった旨と年	

申請の取	(4)申請人への案内	
下げ	・必要に応じて在留資格の取得や地方出入国在留管理官署に	
(つづき)	おける特別永住許可申請について案内する。	

<mark>黄色塗りつぶし</mark>・・・委託可能業務

<mark>赤色塗りつぶし</mark>・・・委託事業者による実施が認められない業務

業務名 特別永住者証明書の交付関連事務 (住居地以外の記載事項の変更届出、有効期間の更新申請、紛 失等による再交付申請、汚損等による再交付申請及び交換希望 による再交付申請)

区分	業務手順	備考
	(1)届出・申請書の確認	・日本国との平和
~13	•特別永住者証明書記載事項変更届出書、特別永住者証明書	条約に基づき日本
	有効期間更新申請書又は特別永住者証明書再交付申請書	の国籍を離脱した
	(以下「届出・申請書」という。)の提出を求める。	者等の出入国管
	・記入例と照合して記入漏れがあれば、記入を求める。	理に関する特例法
	品が行うと派に口びて出めているがあります。	第11条第1項、第
		12条第1項、第13
		条第1項、第14条
		第1項、同条第3
		,
		タ ・日本国との平和
		条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		连に関する行列法 施行規則第7条第
		1 項、第 8 条第 1
		- 頃、第 o 末第 - 項、第 9 条第 1 項、
		項、第 9 未 第 1 項、 第 10 条第 1 項
	(0) 東岸老の土上海部	
	(2)来庁者の本人確認	・日本国との平和
	・来庁者が中長期在留者又は特別永住者であるときは、原則と	条約に基づき日本
	して在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」と	の国籍を離脱した
	いう。)の提示を求める。	者等の出入国管
	・在留カード等を提示できない場合(日本人である場合、未交	理に関する特例法
	付である場合等)は、顔写真の表示された公的な証明書(運転	第 19 条
	免許証、旅券、個人番号カード等)の提示を求める。	・日本国との平和
	・顔写真が面前の人物と同一であるか確認する。	条約に基づき日本
		の国籍を離脱した

- (3)本人と来庁者の関係の確認
- ・本人と来庁者の関係を確認する。
- (4)(来庁者が本人以外の場合)代理・取次資格の確認
- ア: 来庁者が同居の親族の場合
- ・住民基本台帳の参照や、身分関係を証明する文書の提示を 求めることにより、来庁者が同居の親族であることを確認する。
- イ: 来庁者が届出弁護士等の場合
- ・届出弁護士等であることを示す証明書の提示を求めることにより、届出弁護士等であることを確認する。
- ・本人等の自筆又は押印のある委任状の提示を求める。(依頼事実に疑義が生じている場合を除いて省略可)
- ウ: 来庁者が法定代理人の場合
- ・法定代理人の身分を証する文書の提示を求めることにより、 来庁者が法定代理人であることを確認する。
- エ:本人が 16 歳未満又は疾病等の場合で来庁者が上記以外 の場合
- ・本人等の自筆又は押印のある委任状の提示を求める。
- ・本人との関係、取次ぎを行う理由等を明らかにする資料の提示又は説明を求めることにより、取次資格があることを確認する。
- (5)提示書類の確認(旅券)
- ・本人の旅券の提示を求める。
- ・旅券を提示できない場合、理由書を提出させる。
- (6)(紛失等による再交付申請以外の届出・申請の場合)提出 書類の確認(特別永住者証明書)
- ・特別永住者証明書の提示を求める。
- (7)(汚損等による再交付申請の場合)
- 特別永住者証明書が下記のいずれかに該当するかどうか確認する。
- ○記載事項の一部又は全部が判別できない。

者等の出入国管 理に関する特例法 施行規則第 17 条

・日本国との平和 条約に基づき日本 の国籍を離脱した 者等の出入国管 理に関する特例法 施行規則第7条第 2項、第8条第2 項、第9条第2項、 第10条第3項、第 20条

○(IC カードリーダライタが貸与されている窓口の場合)IC カードリーダライタから IC チップの記録が読み取りできない。

- (8)(本人が16歳以上の場合)提出書類の確認(写真)
- ・届出・申請書に写真が貼り付けられていることを確認する。
- ・写真が下記の要件及び規格を満たすことを確認する(下記を満たしていればカラーでも白黒でも可。)。
- ○本人のみが撮影されていること
- ○定められた各寸法を満たすこと
- ○無帽で正面を向いていること
- ○背景(影を含む。)がないこと
- ○鮮明であること
- ○3か月以内に撮影されていること
- ○裏面に氏名が記載されていること
- (9)(住居地以外の記載事項の変更届出、有効期間の更新申請又は紛失等による再交付申請の場合)提出書類の確認(その他)
- ア:住居地以外の記載事項の変更届出の場合
- ・特別永住者証明書の記載事項に変更が生じたことを証する 資料の提出を求める。
- ・既に事実として記載されている内容が事実と相違している場合に提出する資料の例は、陳述書、基本証明書及び除籍謄本 (除籍謄本の提出ができない場合は、家族関係証明書(父又は母を基準としたもので本人及び兄弟姉妹の記載があるもの))である。
- ・資料が外国語で作成されている場合は、資料の訳文の提出 を求める。(市区町村の担当者が読解可能な英文の資料の場合は省略可)
- イ: 特別永住者証明書の有効期間の更新申請の場合
- ・更新期間前の申請の場合は、更新期間内に更新することが 困難な事情を示す資料(長期間海外に渡航すること以外の理 由による場合で、必要な場合に限る。)の提出又は説明を求め る。

- ウ:紛失等による特別永住者証明書の再交付申請の場合
- ・所持を失ったことを証する資料(遺失届出証明書、盗難届証明書、り災証明書等)の提出を求める。
- ・上記の資料が発行されない場合は、理由書の提出を求める。
- ・遺失届出証明書が発行されない場合は遺失届出の受理番号 と届け出た警察署を聴取の上、その旨市区町村記載欄に記載 する。(この場合, 理由書は不要)
- (10) 届出・申請書と提示書類・提出書類の照合
- ・届出・申請書と提示書類・提出書類の記載事項が合致しているか確認する。
- (11)(届出・申請や証明書の真正性に疑義がある場合)IC チップの確認
- ・情報連携端末に附属するICカードリーダライタ等により、特別 永住者証明書のICチップに偽変造がないことを確認する。

・IC カードリーダライタ等がない場合は、WEB ページ「在留カー

ド等番号失効情報照会」(https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/

appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx)の利用や、出入国在留管理庁への問合せにより、特別永住者証明書が現在有効なものであることを確認する。【0 団体。住居地届出と同様の事務であることから、住居地届出への追記内容を追記】】

・日本国との平和 条約に基づき日本 の国籍を離脱した 者等の出入国管 理に関する特例法 施行規則第14条

- (12)届出・申請書及び提出書類の受領
- ・届出・申請書及び提出資料を受領する。
- ・旅券をコピーして写しを取得する。(旅券の提示がなかった場合は省略)
- ・日本国との平和 条約に基づき日本 の国籍を離脱した 者等の出入国管 理に関する特例法 施行令第5条
- ・日本国との平和 条約に基づき日本 の国籍を離脱した 者等の出入国管 理に関する特例法 施行規則第13条

交付予定 通知 ・交付予定期間を設定して、特別永住者証明書交付予定通知書(以下「交付予定通知書」という。)を作成する。 (2)交付予定通知書の確認・作成された交付予定通知書を確認する。 (3)交付予定通知書の交付・作成した交付予定通知書を交付する。・交付予定通知書に記載された代理受領等に関する注意事項			
書(以下「交付予定通知書」という。)を作成する。 (2)交付予定通知書の確認 ・作成された交付予定通知書を確認する。 (3)交付予定通知書の交付 ・作成した交付予定通知書を交付する。	交付予定	(1)交付予定通知書の作成	
(2)交付予定通知書の確認 ・作成された交付予定通知書を確認する。 (3)交付予定通知書の交付 ・作成した交付予定通知書を交付する。	通知	・交付予定期間を設定して、特別永住者証明書交付予定通知	
作成された交付予定通知書を確認する。(3)交付予定通知書の交付作成した交付予定通知書を交付する。		書(以下「交付予定通知書」という。)を作成する。	
作成された交付予定通知書を確認する。(3)交付予定通知書の交付作成した交付予定通知書を交付する。			
(3)交付予定通知書の交付 ・作成した交付予定通知書を交付する。		(2)交付予定通知書の確認	
・作成した交付予定通知書を交付する。		・作成された交付予定通知書を確認する。	
・作成した交付予定通知書を交付する。			
		(3)交付予定通知書の交付	
・交付予定通知書に記載された代理受領等に関する注意事項		・作成した交付予定通知書を交付する。	
		•交付予定通知書に記載された代理受領等に関する注意事項	
<mark>について案内する。</mark>		<mark>について案内する。</mark>	
・来庁者が取次者の場合、取次者が新たな特別永住者証明書			
を受領することも可能であることを説明する。		を受領することも可能であることを説明する。	
(4)(紛失等による再交付申請以外の届出・申請の場合)旧証 ・日本国との平利		(4)(紛失等による再交付申請以外の届出・申請の場合)旧証	・日本国との平和
明書の返納に関する指示 条約に基づき日本		明書の返納に関する指示	条約に基づき日本
			の国籍を離脱した
<mark>証明書を持参して返納するよう説明する。</mark> 者等の出入国管		証明書を持参して返納するよう説明する。	者等の出入国管
			理に関する特例法
第 16 条第 3 項			第 16 条第 3 項
(5)(本人が転出予定の場合)転出に関する指示		(5)(本人が転出予定の場合)転出に関する指示	
ア: 交付可能な期間到来後に転出する場合		ア:交付可能な期間到来後に転出する場合	
・手続きを行った市区町村で新たな特別永住者証明書を受領		・手続きを行った市区町村で新たな特別永住者証明書を受領	
するよう指示する。		するよう指示する。	
イ: 交付可能な期間到来前に転出する場合			
·転出届の提出の際に交付予定通知書を提示し、新たな特別			
永住者証明書が未受領である旨を申し出るよう指示する。		永住者証明書が未受領である旨を申し出るよう指示する。	
(6)市区町村記載欄への記入			
・届出・申請書控えの市区町村記載欄に、転出予定日及び転			
出先市区町村を記入する。		出先市区町村を記入する。	

申請・届	(1)市区町村記載欄への記入	
出受理後	・届出・申請書の市区町村記載欄に、通知した交付予定期間、	
の事務	提出書類、書類送付年月日等を記入する。	
	(2)送付書の作成	・日本国との平和
	·特別永住者証明書届出·申請書類等送付書(以下「送付書」と	条約に基づき日本
	<mark>いう。)を作成する。</mark>	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
	(3)発行拠点への送付	理に関する特例法
	・届出・申請書、提出書類及び旅券の写し(旅券の提示があっ	施行令第5条
	た場合に限る。)に送付書を添付して、発行拠点宛てに送付す	・日本国との平和
	<mark>ిం</mark>	条約に基づき日本
	※遅くとも3日以内	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行規則第 13 条
	(4)届出・申請書の控え、交付予定通知書控えの保管	
	・届出・申請書の控えと交付予定通知書の控えを保管する。	
交付	(1)来庁者の確認	・日本国との平和
	・区分「受付」の(2)から(4)の業務手順の要領で来庁者を確	条約に基づき日本
	認する(ただし、(4)エに該当する場合は、委託事業者による	の国籍を離脱した
	実施が認められない。) <mark>。</mark>	者等の出入国管
		理に関する特例法
		第 19 条
		・日本国との平和
		条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行規則第 17 条
	(2)交付予定通知書の確認	
	・交付予定通知書を確認する。	
	(3)(来庁者が本人以外の場合)受領書の確認	
	・特別永住者証明書受領書(交付予定通知書と併せて作成、	

	+11 L1, 71 a) + 12 II L1, 7	
交付	<mark>交付されるもの)を提出させる。</mark> 	
(つづき)		
	(4)(交換希望による再交付申請の場合)手数料納付書の確	・日本国との平和
	認	条約に基づき日本
	·手数料額(1、600 円)相当の収入印紙が貼り付けられた手数	の国籍を離脱した
	料納付書の提出を求める。	者等の出入国管
	・収入印紙が剥離しないように貼り付けされ、必要事項が記載	理に関する特例法
	されていることを確認する。	第 14 条第 5 項
	(5)(交換希望による再交付申請の場合)収入印紙の消印処	・日本国との平和
	理	条約に基づき日本
	・手数料納付書の収入印紙に、来庁者の面前で消印を行う。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行令第7条
		・日本国との平和
		条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行規則第 12 条
	(6)交付予定通知書の回収	
	・交付予定通知書を回収する。	
	(7)交付年月日の記入	・日本国との平和
	特別永住者証明書裏面の所定欄に交付年月日を記入する。	条約に基づき日本
	※西暦で記載	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		第11条第3項、第
		12条第3項、第13
		条第2項、第14条
		第4項
	(8)特別永住者証明書の交付	・日本国との平和
	特別永住者証明書を交付する。	条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管

交付		理に関する特例法
(つづき)		第11条第2項、第
		12条第3項、第13
		条第2項、第14条
		第4項、第17条第
		1項
	(9)(紛失等による再交付申請以外の届出・申請の場合)旧証	-日本国との平和
	明書の回収	条約に基づき日本
	・旧特別永住者証明書を回収する。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
	ア:届出・申請後の紛失により回収できない場合	理に関する特例法
	・旧特別永住者証明書を紛失した旨を警察署に届け出るよう指	第 16 条第 3 項
	<mark>導する。</mark>	
	・発見した場合は、発見した日から 14 日以内に発行拠点に郵	
	送又は地方出入国在留管理官署に出頭して返納するよう指導	
	<mark>する。</mark>	
	イ:みなし特別永住者証明書の場合	
	・還付を希望する場合に、みなし特別永住者証明書にせん孔	
	処理又は裁断処理を行い、写しを作成した上で、返納者に還	
	<mark>付する。</mark>	
	(10)(来庁者が代理人又は取次者の場合)特別永住者証明書	
	受領書の受領	
	・特別永住者証明書受領書を受領する。	
交付後の	(1)交付予定通知書等への記入	
事務	・回収した交付予定通知書の欄外又は届出・申請書控えの市	
	区町村記載欄に、交付した事実(及び手数料納付書を受領し	
	た旨)を記入する。	
	(2)出入国在留管理庁への通知	・日本国との平和
	・情報連携端末を用いて、交付事実、交付年月日及び特別永	条約に基づき日本
	住者証明書番号を出入国在留管理庁に通知する。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法

交付後の		施行令第2条
事務	(3)交付予定通知書の保管	
(つづき)	・回収した交付予定通知書(手数料納付書及び特別永住者証	
	明書受領書)を、交付予定通知書控えとともに保管する。	
	(4)(紛失等による再交付申請以外の届出・申請の場合)送付	
	書の作成	
	・不交付特別永住者証明書等送付書を作成する。	
	(5)発行拠点への送付	
	・回収した旧特別永住者証明書又は還付したみなし特別永住	
	者証明書の写し、不交付特別永住者証明書等送付書(及び手	
	数料納付書)を、発行拠点宛て送付する。	
特別永住	ア:日本国籍取得、死亡、再入国許可を受けずに出国した事実	
者証明書	等が確認された場合	
を交付で	・交付した交付予定通知書を回収する。	
きなくなっ	・不交付特別永住者証明書等送付書を添付して、発行拠点宛	
た場合の	て特別永住者証明書を返戻する。	
措置		
	イ: 特別永住者証明書の交付前に転出した場合	
	・直ちに未交付特別永住者証明書報告書を発行拠点宛て送付	
	する。	
	・既に発行拠点から特別永住者証明書が発送済みである場合	
	は、特別永住者証明書が到達次第、不交付特別永住者証明	
	書等送付書を添付して、発行拠点宛て当該特別永住者証明書	
	を返戻する。	
	・交付予定通知書を提示して、交付予定期間到来前に転出届	
	を行った者に対して、転入先市区町村において住居地の届出	
	又は転入届を行う際に、交付予定通知書を提出するよう案内	
	する。	
	 ウ∶交付予定期間経過後も特別永住者証明書が受領されない	
	場合	
	・おおむね2週間程度の期間をおいて届出・申請書控えに記載	
	された本人又は代理人の連絡先に連絡を行った上で、引き続	
	き市区町村において保管する。	
	CUPE-111COV CIVE YOU	

	・上記連絡から1か月を経過しても来庁せず、受領の見込みが	
	ない場合は、その旨を記載した不交付特別永住者証明書等送	
	付書を添付して、発行拠点宛て特別永住者証明書を返戻す	
	<mark>る。</mark>	
	・なお、返戻後、受領者が来庁した場合は、不交付特別永住者	
	証明書等再送付依頼書により、発行拠点に再送付を依頼する	
	とともに、受領者に対しては、特別永住者証明書の再送付があ	
	<mark>った後に来庁の連絡をする。</mark>	
申請の取	(1)取下書の確認等	
下げ	・特別永住者証明書の交付前に申請を取り下げる旨の申出が	
	あった場合は、適宜の書式による取下書を提出させ、交付予	
	定通知書を回収する。	
	(2)発行拠点への送付	
	・取下書を発行拠点宛て送付する。	
	(3)申請書控えへの記入	
	・申請書控えの市区町村記載欄に申請が取り下げられた旨及	
	取下年月日を記入する。	
	(4)(取下時に交付前の特別永住者証明書がある場合)発行	
	拠点への返戻	
	・不交付特別永住者証明書等送付書を添付して、発行拠点宛	
	て特別永住者証明書を返戻する。	
	て特別永住者証明書を返戻する。	

黄色塗りつぶし・・・委託可能業務

<mark>赤色塗りつぶし</mark>・・・委託事業者による実施が認められない業務

業務名 特別永住者に係る住居地の届出 (住居地を定めた場合の住居地届出、住居地の変更届出)

区分	業務手順	備考
	(1)届出書の確認	・日本国との平和
又的	・住居地届出書(以下「届出書」という。)の提出を求める。	条約に基づき日本
	・記入例と照合して記入漏れがあれば、記入を求める。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		第10条第1項、同
		条第2項
		・日本国との平和
		条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行規則第6条
		・日本国との平和
	・来庁者が中長期在留者又は特別永住者であるときは、原則と	条約に基づき日本
	して在留カード又は特別永住者証明書(以下「在留カード等」と	の国籍を離脱した
	いう。)の提示を求める。	お等の出入国管
	・在留カード等を提示できない場合(日本人である場合、未交	理に関する特例法
	付である場合等)は、顔写真の表示された公的な証明書(運転	第 19 条
	免許証、旅券、個人番号カード等)の提示を求める。 ・顔写真が面前の人物と同一であるか確認する。	・日本国との平和 条約に基づき日本
	・顔子真が面削の人物と同一であるが確認する。	
	(0) 十 1 1 本 亡 老 の 即 左 の 按 予	の国籍を離脱した
	(3)本人と来庁者の関係の確認	理に関する特例法
	·本人と来庁者の関係を確認する。	施行規則第 17 条
	ア: 来庁者が同居の親族の場合	
	・住民基本台帳の参照や、身分関係を証明する文書の提示を	
	求めることにより、来庁者が同居の親族であることを確認する。	
	イ: 来庁者が法定代理人(同居の親族を除く。)の場合	
	・法定代理人の身分を証する文書の提示を求めることにより、	
	AKIN社人のオカで皿する人首の使小で不の句にCICより、	

55 / 1	+ + + 1×++ 1×++ 1 + + + + + + + + + + +	
受付	来庁者が法定代理人であることを確認する。	
(つづき)		
	ウ:本人又は代理義務者から依頼を受けた者(同居の親族を 	
	除く。)の場合	
	・本人等の自筆又は押印のある委任状の提示を求めることに	
	より、来庁者が本人又は代理義務者からの依頼を受けている	
	<mark>ことを確認する。</mark>	
	(5)特別永住者証明書の確認	
	・本人の特別永住者証明書の提示を受ける。	
	・特別永住者証明書が有効期間内であることを確認する。	
	(6)届出書と特別永住者証明書の照合	
	・届出書と特別永住者証明書の記載事項が合致しているか確	
	<mark>認する。</mark>	
	(7)特別永住者証明書の真正性の確認	・日本国との平和
	(届出や特別永住者証明書の真正性に疑義がある場合)	条約に基づき日本
	・情報連携端末に附属するICカードリーダライタ等により、在留	の国籍を離脱した
	カードに偽変造がないことを確認する。	者等の出入国管
	・IC カードリーダライタ等がない場合は、WEB ページ「在留カー	理に関する特例法
	ド等番号失効情報照会」(https://lapse-immi.moj.go.jp/ZEC/	 施行規則第 14 条
	appl/e0/ZEC2/pages/FZECST011.aspx)の利用や、出入国在	
	留管理庁への問合せにより、在留カードが現在有効なものであ	
	ることを確認する。	
	・届出書及び特別永住者証明書を受領する。	
	温出自人の特別が任日臨初自己人限プロ。	
 裏書	 (1)特別永住者証明書への記入	・日本国との平和
	・特別永住者証明書の裏面記載欄に住居地・届出年月日を記	条約に基づき日本
	入する。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		・日本国との平和
		第10条第3項
1		

		<u></u>
裏書		条約に基づき日本
(つづき)		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行令第4条
	(2)記入内容の確認	
	・特別永住者証明書の裏面記載欄に記入された内容を確認す	
	<mark>る。</mark>	
	(3)特別永住者証明書への押印	
	・特別永住者証明書の裏面記載欄に押印する。	
	(4)特別永住者証明書の返却	・日本国との平和
	・裏書した特別永住者証明書を来庁者に返却する。	条約に基づき日本
		の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		第 10 条第 3 項
届出受理	(1)出入国在留管理庁への伝達	・日本国との平和
後の事務	・情報連携端末を用いて住居地の届出に係る情報を、出入国	条約に基づき日本
	在留管理庁に伝達する。	の国籍を離脱した
		者等の出入国管
		理に関する特例法
		施行令第3条
	(2)(住居地届出書による届出の場合)住居地届出書の控えの	
	保管	
	・住居地届出書の控えを保管する。	
	(3)(住居地届出書による届出の場合)住居地届出書の送付	
	・住居地届出書の原本を発行拠点に送付する。	
	·	